

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には  
**「クーリング・オフ」制度**を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続きの  
手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内  
 (例外もあります)に、書面で通知します。



ハガキに書いて、両面をコピーします。  
 コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か  
 「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。  
 商品の引き取り料金は業者負担です。

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフができる場合・期間など  
 詳しくは消費生活センターへ

ハガキの書き方(例)

通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇営業所 担当者〇〇 支払った代金〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。 令和〇年〇月〇日 千葉県〇区〇町〇丁目〇番〇号 氏名〇〇〇〇
---



●クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
 専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。  
**あきらめないで、まずは相談を!**

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。



千葉市消費生活センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1  
 暮らしのプラザ内

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。

その他、消費者に役立つ情報の提供や様々な講座を開催しています。

商品・サービスの契約トラブルは

千葉市消費生活センター

相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



このリーフレットについてのお問い合わせ ●千葉市消費生活センター消費者教育班 ☎043-207-3602 令和5年8月作成

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが  
**きをつけナイト**  
 街のみんなで  
**みまもらナイト**



土曜日も相談できます

商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30

※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

